

決算法人説明会資料

12月決算法人向(平成25年1/1～12/31事業年度)

本橋会計事務所

Motohashi Accounting Office

立川市柴崎町3-6-17-202

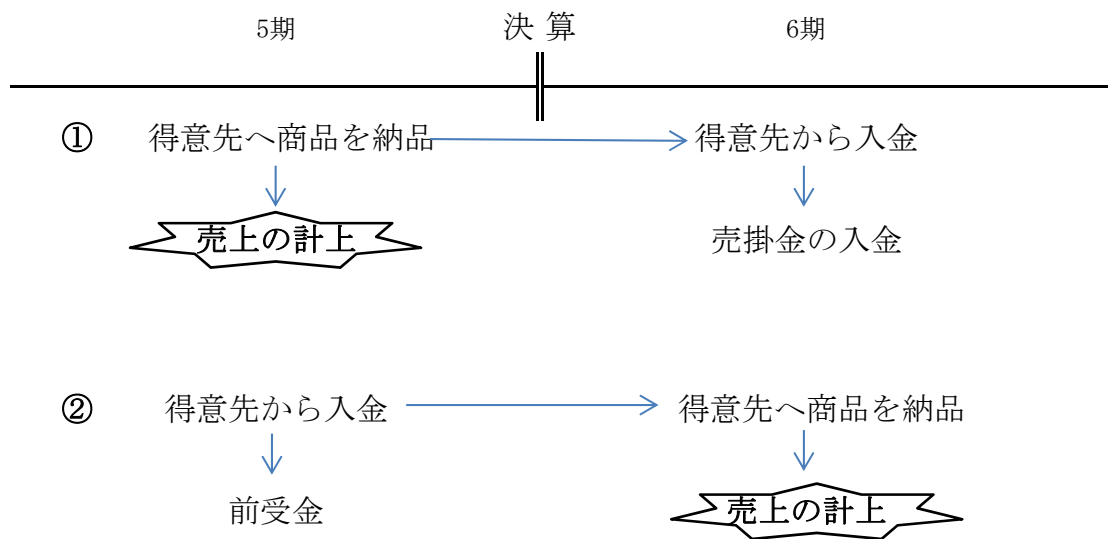
TEL: 042-5959-345

E-mail: motohashi@m-tax.net

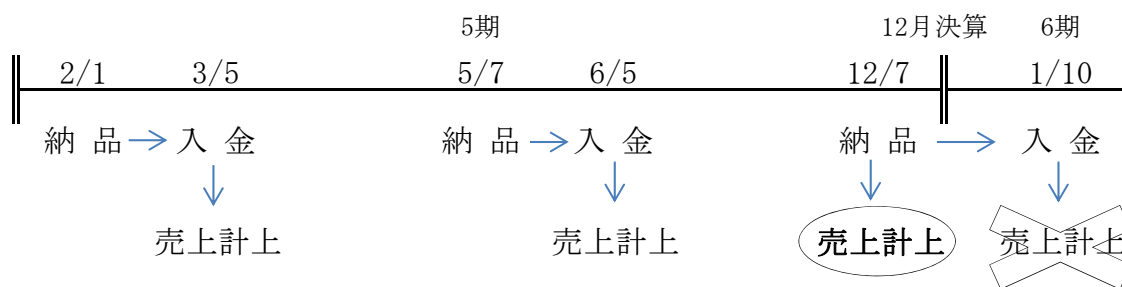
URL: <http://www.m-tax.net>

冊子 P6 【 売 上 】

売上の計上時期は、原則的には商品などのモノの引き渡しがあった日、サービスの提供が完了した日となります。
 代金の回収日に売上を計上する訳ではありません。

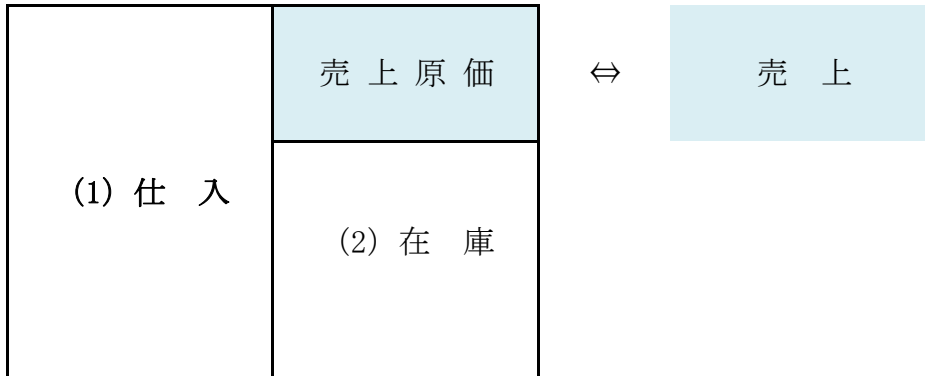


(例) 期中処理と決算時の注意

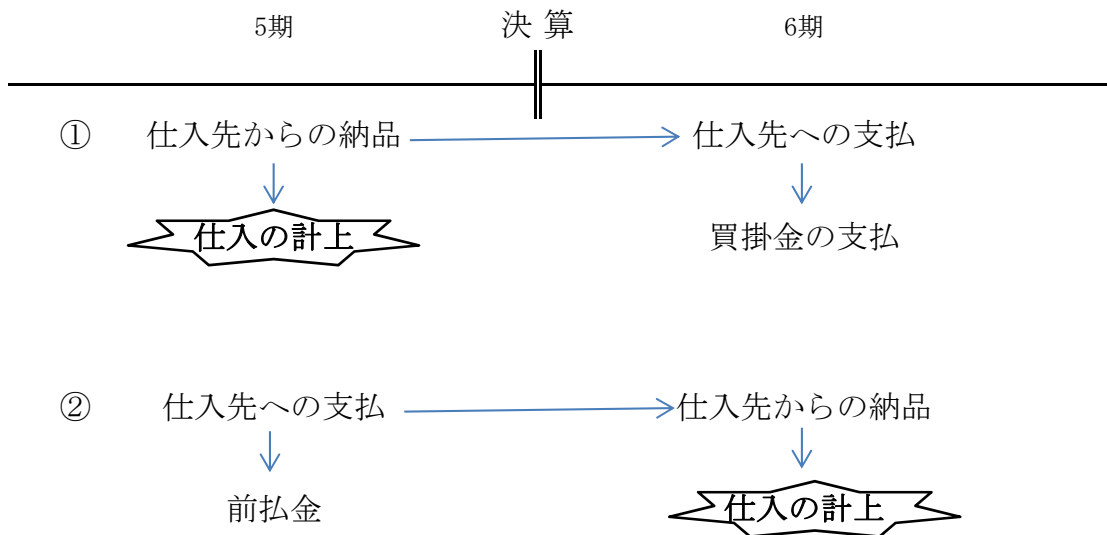


【 売上原価 】

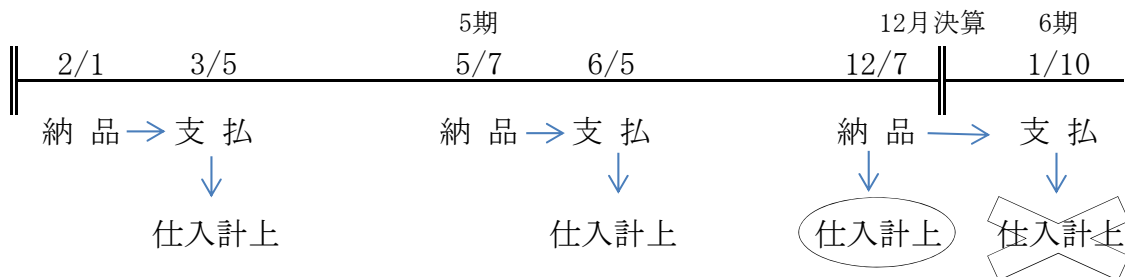
売上に対応する原価を計上します。

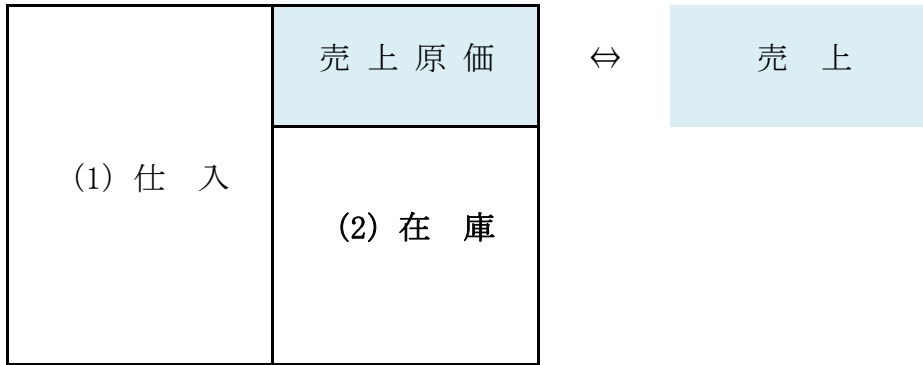


(1) 仕入



(例) 期中処理と決算時の注意





(2) 在 庫

在庫の金額 = 棚卸数量 × 単価

- ・ 棚卸数量
実地棚卸、帳簿棚卸にて把握します。
- ・ 単価 ←

冊子 P9 下段 1~6 の方法を選択し決定します。

選択した方法を税務署に届出をしますが、届出のない場合は、5番の**最終仕入原価法**によります。

従業員に対する給与は原則として損金に算入されますが、役員給与については損金算入に際し、一定の制限があります。

損金算入される役員給与

- (1) 退職給与、ストックオプションに係る費用、使用人兼務役員の使用人分給与
(2) ①定期同額給与 ②事前確定届出給与 ③利益連動給与

①定期同額給与：毎月同額で1年間支払われる給与

期首												決算	
	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	

期首							30万						決算
	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	

○期首から3ヶ月以内の改定

期首												決算	
	50万	50万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	30万	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	

○その他

- ・代表取締役の急逝等により、他の役員が代表取締役に昇格
- ・業績や財務状況の悪化について、役員としての経営上の責任から給与を減額
- ・借入金返済のリスケジュール協議において、役員給与を減額せざる得ない状況

②事前確定届出給与：「いつ、いくら支給する」という届出を税務署に提出し、それに基づき支給する給与

〈届出の提出期限〉

次のうちいずれか早い日までに、届出を提出しなければなりません。

- ①その決議をした日から1ヶ月を経過する日
②期首から4ヶ月を経過する日

期首							30万						決算
	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	50万	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	

冊子 【 交 際 費 】
P13～14

交際費は、無駄遣いを回避して会社の資本を充実させ、企業体質の強化を図るという政策的見地から、一部損金に算入されません。

冊子 (1) 交際費の具体例
P13

冊子13ページ下段の左側に記載されている交際費が、損金不算入の対象となります。右側に記載されている交際費及び下記★交際費は、損金不算入の対象外となります。

★得意先や仕入先などとの飲食費等で、参加者一人当たりの金額が5,000円以下であるもの

↑

下記事項を記載した書類を保存していることが要件

- ① 飲食等の年月日
- ② 飲食等に参加した得意先の氏名、名称
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ その費用の金額、飲食店の名称、所在地

(2) 損金不算入の金額

- ① 資本金1億円超の法人等→支出した交際費の全額が損金不算入
- ② 資本金1億円以下の法人等
 - I 支出した交際費が、年600万円以下の場合→支出した交際費の10%が加算調整
 - II 支出した交際費が、年600万円超の場合→(600万円を超えた分+60万円)が加算調整

※平成25年4月1日以後に開始する事業年度

- ① 資本金1億円超の法人等→支出した交際費の全額が損金不算入
- ② 資本金1億円以下の法人等
 - I 支出した交際費が、年800万円以下の場合→全額損金算入。加算調整なし。
 - II 支出した交際費が、年800万円超の場合→800万円を超えた分が加算調整

【 減価償却 】

損金に計上できる減価償却費は、会社が損金経理した金額のうち、償却限度額の範囲内の金額となります。

限度額を超えて計上された償却費は、加算調整されます。

(1) 減価償却とは

減価償却資産の取得価額を使用期間にわたり、各事業年度に配分する会計手続きです。

	5期	6期	7期	8期
売上	20,000	22,000	21,000	30,000
建物購入	10,000	0	0	0
差引利益	10,000×	22,000×	21,000×	30,000×
減価償却費	2,000	2,000	2,000	2,000
差引利益	18,000 ○	20,000 ○	19,000 ○	28,000 ○

(2) 減価償却資産とは

原則 取得価額が10万円以上で、複数年にわたり使用するもの。
→ 法定耐用年数で減価償却し、各事業年度に配分

例
建物・車両・機械
土地は減価償却資産
ではありません。

例外 ・青色申告を行う中小企業企業者等が、取得する30万円未満のもの。
→ 一時に全額損金算入 ※年300万円を限度

・取得価額が20万円未満のもの。
→ 3年で減価償却

(3) 減価償却限度額の計算

減価償却費限度額は、所定の償却方法により計算します。
そして、会計上計上した減価償却費が、限度額を超える場合には加算調整します。

償却方法 ⇒ 冊子15～16ページ

例) 定額法による減価償却限度額

取得価額×定額法の償却率※

※償却率⇒各減価償却資産ごとに定められた耐用年数により決定されます。

【 減 価 償 却 】

(4) 償却率

■減価償却資産の償却率表(別表第七・八・九・十)その1(耐用年数2年～50年)

耐用年数	定額法の償却率 [別表第八]	平成24年4月1日以後取得分 償却率、改定償却率及び保証率 [別表第十]			平成19年4月1日～平成24年3月31日取得分 償却率、改定償却率及び保証率 [別表第九]			平19.3.31以前 取得分[別表第七]
		定率法の償却率	改定償却率	保証率	定率法の償却率	改定償却率	保証率	旧定率法の償却率
2年	0.500	1.000			1.000			0.684
3年	0.334	0.667	1.000	0.11089	0.833	1.000	0.02789	0.536
4年	0.250	0.500	1.000	0.12499	0.625	1.000	0.05274	0.438
5年	0.200	0.400	0.500	0.10800	0.500	1.000	0.06249	0.369
6年	0.167	0.333	0.334	0.09911	0.417	0.500	0.05776	0.319
7年	0.143	0.286	0.334	0.08680	0.357	0.500	0.05496	0.280
8年	0.125	0.250	0.334	0.07909	0.313	0.334	0.05111	0.250
9年	0.112	0.222	0.250	0.07126	0.278	0.334	0.04731	0.226
10年	0.100	0.200	0.250	0.06552	0.250	0.334	0.04448	0.206
11年	0.091	0.182	0.200	0.05992	0.227	0.250	0.04123	0.189
12年	0.084	0.167	0.200	0.05566	0.208	0.250	0.03870	0.175
13年	0.077	0.154	0.167	0.05180	0.192	0.200	0.03633	0.162
14年	0.072	0.143	0.167	0.04854	0.179	0.200	0.03389	0.152
15年	0.067	0.133	0.143	0.04565	0.167	0.200	0.03217	0.142
16年	0.063	0.125	0.143	0.04294	0.156	0.167	0.03063	0.134
17年	0.059	0.118	0.125	0.04038	0.147	0.167	0.02905	0.127
18年	0.056	0.111	0.112	0.03884	0.139	0.143	0.02757	0.120
19年	0.053	0.105	0.112	0.03693	0.132	0.143	0.02616	0.114
20年	0.050	0.100	0.112	0.03486	0.125	0.143	0.02517	0.109
21年	0.048	0.095	0.100	0.03335	0.119	0.125	0.02408	0.104
22年	0.046	0.091	0.100	0.03182	0.114	0.125	0.02296	0.099
23年	0.044	0.087	0.091	0.03052	0.109	0.112	0.02226	0.095
24年	0.042	0.083	0.084	0.02969	0.104	0.112	0.02157	0.092
25年	0.040	0.080	0.084	0.02841	0.100	0.112	0.02058	0.088
26年	0.039	0.077	0.084	0.02716	0.096	0.100	0.01989	0.085
27年	0.038	0.074	0.077	0.02624	0.093	0.100	0.01902	0.082
28年	0.036	0.071	0.072	0.02568	0.089	0.091	0.01866	0.079
29年	0.035	0.069	0.072	0.02463	0.086	0.091	0.01803	0.076
30年	0.034	0.067	0.072	0.02366	0.083	0.084	0.01766	0.074
31年	0.033	0.065	0.067	0.02286	0.081	0.084	0.01688	0.072
32年	0.032	0.063	0.067	0.02216	0.078	0.084	0.01655	0.069
33年	0.031	0.061	0.063	0.02161	0.076	0.077	0.01585	0.067
34年	0.030	0.059	0.063	0.02097	0.074	0.077	0.01532	0.066
35年	0.029	0.057	0.059	0.02051	0.071	0.072	0.01532	0.064
36年	0.028	0.056	0.059	0.01974	0.069	0.072	0.01494	0.062
37年	0.028	0.054	0.056	0.01950	0.068	0.072	0.01425	0.060
38年	0.027	0.053	0.056	0.01882	0.066	0.067	0.01393	0.059
39年	0.026	0.051	0.053	0.01860	0.064	0.067	0.01370	0.057
40年	0.025	0.050	0.053	0.01791	0.063	0.067	0.01317	0.056
41年	0.025	0.049	0.050	0.01741	0.061	0.063	0.01306	0.055
42年	0.024	0.048	0.050	0.01694	0.060	0.063	0.01261	0.053
43年	0.024	0.047	0.048	0.01664	0.058	0.059	0.01248	0.052
44年	0.023	0.045	0.046	0.01664	0.057	0.059	0.01210	0.051
45年	0.023	0.044	0.046	0.01634	0.056	0.059	0.01175	0.050
46年	0.022	0.043	0.044	0.01601	0.054	0.056	0.01175	0.049
47年	0.022	0.043	0.044	0.01532	0.053	0.056	0.01153	0.048
48年	0.021	0.042	0.044	0.01499	0.052	0.053	0.01126	0.047
49年	0.021	0.041	0.042	0.01475	0.051	0.053	0.01102	0.046
50年	0.020	0.040	0.042	0.01440	0.050	0.053	0.01072	0.045

例) 平成25年7月に5,000万円で鉄筋鉄骨コンクリート造りの事務所用の建物を購入して、事業の用に供しました。

定額法による償却限度額：取得価額×償却率

$$5,000 \times 0.020 = 100$$

$$100 \times 6 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} = 50 \text{ (償却限度額)}$$

$$100 - 50 = 50 \text{ (償却限度超過額)} \rightarrow \text{加算調整}$$

↑ 法定耐用年数は？

【 減 価 償 却 】

(5) 耐用年数

★機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表(抜粋)
 (「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一)

細 目	構造別総合又は個別耐用年数 (年)							
	鉄骨鉄筋コンクリート造	れんが造石造ブロック造	金 属 造			木造又は合成樹脂造	木骨モルタル造	簡易建築物
			骨格材の肉厚 4ミリ超	骨格材の肉厚 3ミリ超4ミリ以下	骨格材の肉厚 3ミリ以下			
事務所又は美術館用のもの・下記以外のもの	50	41	38	30	22	24	22	
住宅、寄宿舎、宿泊所、学校又は体育館用のもの	47	38	34	27	19	22	20	
(1) 飲食店、貸席、劇場、演奏場、映画館又は舞踏場用のもの	-	38	31	25	19	20	19	
飲食店又は貸席用のもので、延べ面積のうち占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	34							
その他のもの	41							
旅館用又はホテル用のもの	-	36	29	24	17	17	15	
延べ面積のうち占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	31							
その他のもの	39							
店舗用のもの	39	38	34	27	19	22	20	
病院用のもの	39	36	29	24	17	17	15	
変電所、発電所、送受信所、停車場、車庫、格納庫、荷扱所、映画製作ステージ、屋内スケート場、魚市場又はとぎ場用のもの	38	34	31	25	19	17	15	
公衆浴場用のもの	31	30	27	19	15	12	11	
工場（作業場を含みます。）又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸、その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除きます）、放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	24	22	20	15	12	9	7	
塩、矽石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	31	28	25	19	14	11	10	
倉庫事業用のもの 冷蔵庫用のもの	-	-	-	24	17	15	14	
その他のもの	21	20	19	-	-	-	-	
その他のもの	31	30	26	-	-	-	-	
その他のもの	38	34	31	-	-	-	-	
木製主要柱が10cm角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの								10
掘立造のもの及び仮設のもの								7

例) 平成25年7月に5,000万円で鉄筋鉄骨コンクリート造りの事務所用の建物を購入して、事業の用に供しました。

定額法による償却限度額：取得価額×償却率

$$5,000 \times 0.020 = 100$$

↑ 法定耐用年数より

$$100 \times 6 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} = 50 \text{ (償却限度額)}$$

$$100 - 50 = 50 \text{ (償却限度超過額)} \rightarrow \text{加算調整}$$

冊子
P46

【 所得金額 】

(1) 平成25年1/1～12/31事業年度 中小法人の法人税の金額

所得金額
24,000,000

$8,000,000 \times 15\% = 1,200,000$

$(24,000,000 - 8,000,000) \times 25.5\% = 4,080,000$

合計 5,280,000円・・・法人税

冊子
P47

(2) 復興特別法人税

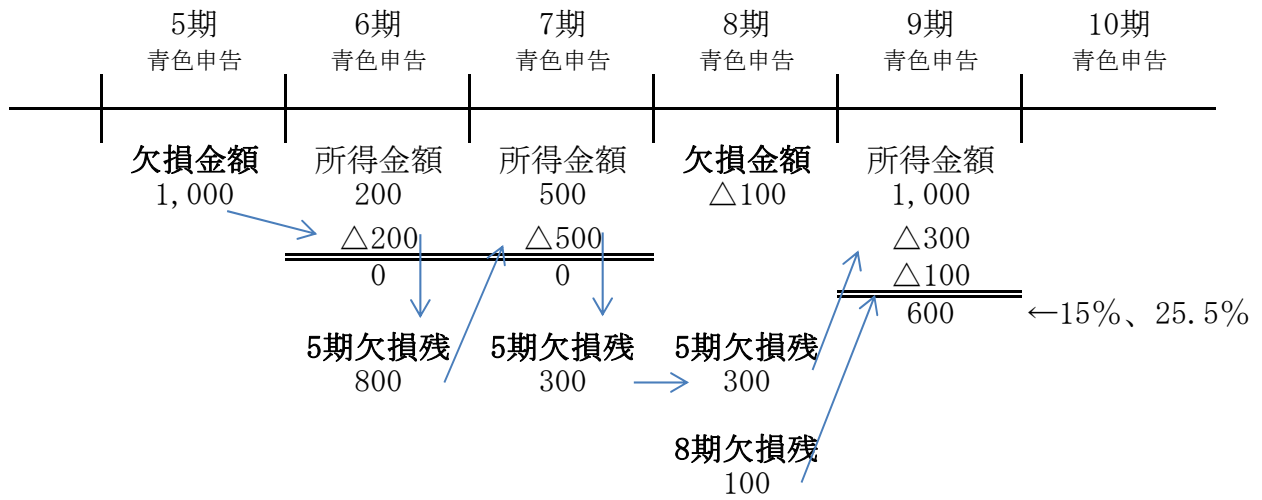
$5,280,000 \times 10\% = 528,000$ 円

528,000円・・・復興特別法人税

総計 5,808,000円

【 欠 損 金 額 】

欠損金額が生じた場合には、9年間繰り越して、所得金額と相殺できます。



(適用要件)

- ①欠損金額が生じた事業年度において、青色申告をしていること
- ②その後連続して、青色申告をしていること

※資本金1億円超の法人等については、所得金額の80%を限度とする。

【 消費税の計算方法 】

消費税の計算には、2通りの方法があります。

(1) 原則課税：

売上に係る消費税から、仕入・経費にかかる消費税をマイナスして計算する方法

売 上	20,000	×5% =	1,000	・・・預かっている消費税
仕 入	10,000	×5% =	500	} 525 ・・・支払った消費税
交際費	500	×5% =	25	
利 益	<u>9,500</u>		差 額 <u>475</u>	・・・納付消費税

(2) 簡易課税：

売上に係る消費税に一定率を乗じて、経費にかかる消費税を計算する方法

売 上	20,000	×5% =	1,000	・・・預かっている消費税
	1,000	×80% =	800	
		※みなし仕入率		
			差 額 <u>200</u>	・・・納付消費税

仕 入	10,000	×5% =	500	} 525 ・・・消費税の計算に関係なし
交際費	500	×5% =	25	
利 益	<u>9,500</u>			

(適用要件)

①基準期間（前々事業年度）の課税売上高が、5,000万円以下であること

②簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の前日までに、税務署に届出

※原則2年間の継続適用

業務内容

◆法人の会計税務顧問

会社の経理体系の整備から、毎月の営業成績の報告、税務会計コンサル、決算事前検討会、税務申告まで1年を通じて御社をサポートします。

◆会社設立サポート

各士業の連携により、設立前のご相談からオープンまでをトータルサポート
設立前の事前検討から、設立手続き、設立後の諸手続きまでをスピーディーに対応します。

◆相続・贈与対策

生前の相続準備、相続が発生した時、相続の後の各段階において、お客様と一緒に相続を考えます。

☞相続無料相談実施中：ホームページよりご予約承ります。

◆その他ご提案

- ・経営計画策定のご提案
- ・賃貸不動産をお持ちの大家様への節税提案
- ・開業医の先生への医療法人設立等のご提案
- ・個人事業の法人化のご提案 など

所長税理士 本橋 裕央

所在地：立川市柴崎町3-6-17-202

T E L : 042-5959-345

E-mail:motohashi@m-tax.net

ホームページ：<http://www.m-tax.net>